

兵庫地方最低賃金審議会
第1回兵庫県
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械
器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和7年8月22日（金） 14時56分～17時10分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	清田委員、山口委員
労働者代表委員	末道委員、堀井委員、松石委員
使用者代表委員	榮永委員、松岡委員、脇坂委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、 山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 部会長・部会長代理の選出について (2) 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (3) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので、始めさせていただきます。 ただ今から、第1回兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。 本日は、庭本委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 また、本日の審議は、議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はありませんでしたので、その旨御報告させていただきます。 では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。 審議に入ります前に、労働基準部長より挨拶を申し上げます。 ○岡本労働基準部長 労働基準部長の岡本でございます。 本日は残暑というにはほど遠い猛暑の中、御出席いただきまして、ありがとうございます。また、大変お忙しい中、本専門部会の委員につきましても、お引受けをいただきまして、厚く御礼申し上げます。	

最低賃金につきましては、皆様御承知のとおり、地域別の最低賃金とこれから御審議いただく特定最賃、産業別の最低賃金の二つがございます。

地域別最低賃金につきましては、この8月8日に答申をいただきまして、現在64円引上げ、そして時間額1,116円になるということで、現在法令に基づく手続きを進めているところで、順調にいけば、最短で10月4日から発効するところでございます。

そういったわけで、10月4日を過ぎますと、この電子部品等製造業につきましては、一旦地域別最低賃金より、下回ってくるというような状況が発生するということでございます。

そうした中、本日第1回目ということで、改正の必要性があるかどうかという審議を行っていただくということで、その際にはこの後事務局から御説明させていただきますが、これに基づく様々なルールがございますので、また御留意いただきながら、御審議いただければと思っています。

特定最賃につきましては、地域別最低賃金と違いまして、まず労使のイニシアティブによって、審議を進めていこうという大きなスローガンが掲げられているところでございます。

公益委員の方々の御助言をいただきながら、ぜひ労使でイニシアティブを発揮し、円滑な御審議、有益な御審議を進めていただければと思っていますところでございます。

また、今年につきましては、地域別最低賃金の審議が長引きまして、この特定最賃の審議が、例年より少し遅れて始まっております。

各委員の皆様方には、審議日程につきまして、色々調整をお願いすることが出てこようかと思っていますので、その点につきましても、ぜひとも御理解、御協力をいただければと思っていますところでございます。

今年度の審議が有意義に進められるように事務局としても精一杯努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山中労働基準監督官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところではございますが、時間の関係もございますので、お配りしております第1回兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会資料の1ページ目に添付しております委員名簿にて、各自御確認をいただくことで代えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて、候補者を御推薦いただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にてお諮りするということにさせていただいております。

そのように進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山中労働基準監督官

はい。それでは、そのようにさせていただきます。

では、公益委員の方から、部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願いいたします。

○清田委員

公益側委員において、事前に打合せしております。

部会長には山口委員を、部会長代理には庭本委員を推薦することで調整を終えていますので、この2人の方を推薦したいと思います。

○山中労働基準監督官

ありがとうございます。

ただ今、部会長に山口委員、部会長代理に庭本委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様いかがでしょうか。

○労使委員

異議なし。

○山中労働基準監督官

ありがとうございます。

異議なしとの声がございましたので、部会長に山口委員、部会長代理に庭本委員が選出されたものと確認いたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山口部会長

部会長に選出されました山口です。

労使双方の合意が必要ということですので、慎重に審議を進めてまいりたいと思います。何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

はじめに、専門部会の議事録を確認いただく委員を決めたいと思います。

労働側委員はどなたになさいますか。

○堀井委員

堀井でお願いします。

○山口部会長

使用者側委員はどなたになさいますか。

○松岡委員

松岡をお願いします。

○山口部会長

それでは、当専門部会において、議事録を確認いただく委員は、私と堀井委員、松岡委員とすることとします。

また、確認を行う委員が欠席された場合は、適宜代わりの委員を指名することにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口部会長

では、次の議題（２）「兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議」に入りたいと思います。

今年も昨年と同様、改正決定の必要性の有無について、それぞれ業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議することとなりました。

事務局において、確認の意味を含めて、今年の特定最賃審議に至る経緯や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、では、事務局より説明させていただきます。

兵庫県最低賃金につきましては、９件の特定最低賃金がございます。

お手元に１枚物でお配りしておりますＡ３版のカラー刷りのリーフレット「兵庫県の最低賃金」を御用意いただけますでしょうか。

これは現在の兵庫県の地域別最賃とともに、その下の四角の枠に、現在設定されている特定（産業別）最低賃金を一覧表としたものです。

この特定最賃につきましては、真ん中の表に地域別最賃である兵庫県の最賃 1,052 円を上回る時間額が設定されている 6 業種を掲載させていただいております。

その真ん中の四角の枠の下に太字で書いてあるところになるのですが、「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」この３業種につきましては、兵庫県最低賃金の適用となっていることが御確認いただけたと思います。

また、この特定最賃につきましては、この真ん中の表の右端に「適用除外する労働者」と書かれた枠があると思いますので、御確認いただきたいと思います。

特定最賃が全て適用されるわけではなくて、適用除外する労働者としまして、各業種で賄いとか軽易な業務が適用除外となっております。

さらに、その枠の下、先ほど繊維工業とか各種商品小売業とか自動車小売業というところを御覧いただいたところのさらに下に小さい字で、（注１）、（注２）、（注３）、（注４）と

いうただし書きがございます。

(注3)、(注4)というところを御覧いただきたいのですが、適用除外する者として、「18歳未満又は65歳以上の者」、「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」、「雇入れ後6か月未満の者であつて、技能習得中のもの」がそれぞれ適用除外となっているということに御留意いただければと思います。

この9件の特定最賃の中で、今年は、7月1日及び7月4日に合計7件の特定最低賃金に係る改正の申出をいただいております。

お手元にお配りしております専門部会資料の8ページを御覧いただきたいと思います。

今回、改正の申出をいただきました7件の特定最低賃金につきまして、取りまとめたものとなっております。

申出の際に、いずれも形式的要件を具備しているものと事務局で確認した上で、今年7月18日の本審におきまして、各委員に確認を行っていただきました。その上で、同本審において、その改正必要性の有無についての意見を求めるとともに必要性が認められた場合には金額の改正決定についての調査審議も求めるという諮問をさせていただいております。

その内容を右側の9ページに諮問文の写しとして、添付させていただいております。

また、その裏面の10ページに、今回の電子部品等製造業に係る労働者側からの申出書の写しを付けさせていただいております。御確認いただければと思っております。

今後の審議の流れについてですが、兵庫県では、令和元年までは本審において、各業種で一括して改正の必要性の審議を行っておりました。その上で、各専門部会に分かれて、金額審議のみを行っていたのですが、令和2年以降は、各業界事情に通じた専門部会委員での判断に委ねるべきとの委員意見を踏まえ、各専門部会で改正の必要性の審議を行う運びとなっております。

本年も先の7月の本審において、確認されましたが、昨年同様、各専門部会において、その金額改正の必要性の有無に係る審議から行っていくこととなっております。

流れとしますと、特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性に係る諮問と答申、そして、金額をいくらにするかという金額改正の諮問と答申とそれぞれ二つの段階を踏まえて、金額改正に至るという形になっておりますので、そこを簡単に説明させていただきます。

今、御覧いただいていた専門部会資料の2ページ、横書きの青色の特定最低賃金編ダイジェスト版と書かれたものを御覧いただき、その次の3ページ目を御確認いただきますと、特定最低賃金につきましては、最低賃金法の第15条から第19条において規定されており、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとされております。

その決定につきましては、労使のイニシアティブにより決まり、全国では224件設定されている状況となっております。

兵庫県では、先ほど申し上げましたとおり、9件設定されている状況ではありますが、そのうち7件の改正申出があった状況となっているということになります。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金との関係につきましては、3ページの点線で囲わ

れているところの一番下に書かれていますとおり、最低賃金法第 16 条により、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定しなければならないと法律上規定されております。

続きまして、次の 4 ページ目を御覧ください。

これは、左側に特定最賃、右側に地域別最賃を並べた表となっております。

兵庫県におきましては、右側の地域別最低賃金は現在のところ 1,052 円ですが、先の審議会で、1,116 円に改定されるという答申が出され、その手続きを進めている状況となっております。この地域別最賃は、労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットという役割・機能を持っております。

対しまして、左側の特定最低賃金につきましては、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとしての役割設定がされており、この意味で大きく異なっていることとなっております。

地域別最低賃金が 1,116 円という答申が出されておりますので、特定最低賃金を改定する際にはその 1,116 円を 1 円でも上回った形で改定しないといけないということになりますので、御留意ください。

続きまして、次の 5 ページ目を御覧ください。

こちらは特定最低賃金の決定・改正までのプロセスを表に並べたものになっております。流れを御確認いただきますと、まず最初に関係労使からの申出を受け、その次に労働局長が諮問を行って、審議会又はその専門部会で金額改正の必要性の調査審議を行い、その必要性の答申があった場合には、金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行って、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をしてから効力発生という流れとなります。

この黄色く塗ったところが、実際にこの兵庫で昨年度の実際に行われた日時を記載しておりますので、参考にしていただければと思っております。

なお、本日の審議は、この流れの中で、必要性の答申のための調査審議を行っているという位置付けとなっております。

なお、この資料にはお付けしていないのですが、さらに御留意いただきたい点がございます。

昭和 57 年の中央最低賃金審議会答申におきまして、この「特定最低賃金の必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力するもの」とされております。つまり、改正の必要性は全会一致によらなければならないということとなっております。

しかし、一方、平成 14 年の中賃の協議会報告におきましては、改正の必要性が全会一致で決定された後に金額審議という形になりますが、その金額に関する調査審議につきましては、「全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。」という記載になっております。ここでは「望ましい」と表記することにより、全会一致だけではなく、採決にて決定することもあり得ることを含んで報告されております。

以上のことをまとめますと、この特定最低賃金につきましては、改正の必要性は全会一致が必須である、さらにその金額決定につきましては、全会一致が望ましいとされること

となります。また、先ほど申し上げましたように、改正必要性ありとなった場合にはその金額審議で留意いただきたいところは、地域別最低賃金より高い額で設定しなければならないということとなっております。

それとあと、もう 1 点金額審議に移った場合の留意点がございます。

資料の 8 ページにお戻りください。

特定最低賃金につきましては、まず地域別最低賃金を上回ることが前提ですが、さらに申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正はできないこととなっております。

具体的に言いますと、電子部品等製造業につきましては、その 8 ページの右側から 4 つ目の枠の真ん中あたりに赤字で労働協約の一番最下限の時間額を記載しております。そちらが 1,208 円となっております。

ですので、金額改正の審議に当たっては、改正された地域別最低賃金 1,116 円を超えた形で、そして上限はこの 1,208 円になるというところに御留意いただきたいと存じます。

事務局からの説明としては、以上でございます。

○山口部会長

はい、ただ今の説明について、何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口部会長

よろしいでしょうか。

それでは、兵庫県電子部品等製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお願いします。

○安積賃金室長

はい。本日の専門部会資料について、一部は先ほど御説明させていただきましたが、その後ろに大量の資料が付いております。そのあたりについて、事務局の方で説明させていただきます。

私の方からは、景況感とか雇用状況等について、説明させていただいて、あとその資料の中に兵庫労働局独自で実施しました基礎調査という資料がございます。

その部分につきましては、調査の取りまとめに当たりました担当者の村田の方から、私の後に御説明させていただきたいと思います。

(以下の資料 33～129 ページについて説明)

資料No. 7 一般職業紹介状況(令和 7 年 6 月分)(兵庫労働局職業安定部職業安定課 令和 7 年 8 月 1 日発表) 抜粋

- 資料No.8 管内金融経済概況（日本銀行神戸支店 2025 年 7 月 18 日）抜粋
資料No.9 毎月勤労統計調査地方調査月報（兵庫県 令和 7 年 5 月）抜粋
資料No.10 兵庫県の経済・雇用情勢（兵庫県産業労働部 令和 7 年 6 月 18 日公表）抜粋
資料No.11 兵庫県鉱工業指数月報（兵庫県企画部 令和 7 年 5 月速報）抜粋
資料No.12 連合 2025 春季生活闘争 平均賃金方式 第 7 回（最終）回答集計結果（連合 2025 年 7 月 3 日公表）
資料No.13 「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果（2025 年 6 月 4 日 日本商工会議所・東京商工会議所）
資料No.14 電子部品等製造業関係最低賃金（令和 5、6 年度、全国）

○村田労働基準監督官

賃金室の村田から、基礎調査結果関係資料について、説明させていただきたいと思います。

（以下の資料 12～32 ページについて説明）

資料No.6 令和 7 年度最低賃金に関する基礎調査結果（特定最賃）

○山口部会長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何か御意見、御質問等がありますでしょうか。

○各委員

（特になし）

○山口部会長

それでは、審議を続けます。

事務局の説明にもありましたが、特定最賃改正必要性の有無に関しては、全会一致が原則ということになり、全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性はなしということになります。

また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。

各委員におかれまして、非常に限られた時間の中で、大変御苦勞をお掛けしますが、よろしく願いいたします。

それでは、まず、労使それぞれから、兵庫県電子部品等製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせていただきたいと思います。

その段階で、双方御意見が同じくするのであれば、改正必要性についての結論が出たことになり、答申を行うこととなりますし、また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくこととしたいと思います。

では、最初に労使それぞれ意見調整をする時間は必要でしょうか。

○労使委員

はい。

○山口部会長

では、それぞれ 10 分から 15 分をめどに別室にて議論ください。

(労使委員それぞれで打合せ)

○山口部会長

それでは、お戻りになりましたので、審議を再開します。

では、改正の申出をされた労働者側委員から金額改正の必要性に係る考え方をお聞きしたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○堀井委員

それでは、労働側として堀井の方から説明させていただきます。

先ほど事務局の方から、説明のあった資料の中に掲載されておりましたが、今回の申入れに当たりましては、労働協約ケースで申請をさせていただいております。

その中で数字を見ていただいたらと思いますが、最も低い協約額と現在の特最賃との差が 155 円ありますので、こちらについては、

- ・労使交渉の手段を持たない未組織労働者へ波及させる必要があるということ。
- ・今年の春闘で、人手不足や物価上昇の継続で昨年を上回る水準引上げになっていることが示されていること。
- ・同じく電機産業の集まっている団体でも、今年の春闘において、賃金が同じように引き上がっていること。
- ・今回対象としているこの特定最賃の適用労働者というのは、基幹的労働者の位置付けの方々であり、労働条件を引き上げることが人材確保であったり、産業の魅力になると考えていること。
- ・電機産業で働いている方々の組合が集まっている電機連合と使用者の代表者の方々と産業別の最低賃金を設定していますが、そちらの最低賃金と高卒初任給の賃金を労使共有事項という位置付けで 2023 年からおおむね 3 年をかけて合わせていくということを行っております。今年がその 3 年目に当たり、まだ完全に一致はしていませんが、おおむねほぼ同水準に近づいてきているというように産業別最低賃金も引き上がってきていること。

以上のようなことを踏まえまして、労働側としては、改正の必要性はあると考えています。以上です。

○山口部会長

ありがとうございます。

それでは、次に使用者側委員からお願いいたします。

○脇坂委員

では、少し長くなりますが、日本経済全体の状況・見通しから、見ていきたいと考えております。

2024 年の日本経済自体は緩やかな景気回復基調が続く中で、名目 GDP は 2024 年度に年度として初めて 600 兆円を超えましたし、2024 年の賃金上昇率も 33 年ぶりの高水準となるとともに、さらに 2025 年の春季交渉は、今お話も若干ありましたが、昨年を上回るなど、各所において、これまではない明るい動きがみられています。

とはいいながら、GDP の過半を占める個人消費の回復は若干力強さを欠いているという状況にあるとともに、地政学リスクであるとか各国の金融政策、為替、素材・エネルギー価格の高止まりという継続的な不安定要素に加えまして、米国の追加関税措置であったり、それに対する各国の対応措置など日本経済を直接・間接的に下押しするような新たなリスクもみられる状況になっていると認識しております。

一方で、兵庫県内の経済・雇用情勢は、先ほど御紹介いただいたとおり、一部に弱めの動きがあるものの、緩やかに回復しているという評価がなされておりますし、個人消費は物価上昇の影響を受けつつも緩やかに回復する中、雇用・所得環境も緩やかに改善、消費者物価も前年を上回って推移しているとのことでしたが、先ほど御紹介がございましたとおり、2024 年度の企業倒産件数というのは前年度比 50% 増となった 2023 年度をわずかながらも上回るような状況ということで、倒産件数自体はおおむね横ばいという状況にもかかわらず、負債総額は大幅に減少しているという数字も出てきています。

価格転嫁の円滑化パッケージによるコストの価格転嫁施策も進められてはおりますが、中小企業間取引であるとか、消費者向け事業などにはなかなか価格転嫁が困難な部分があることも事実ですし、倒産件数が横ばいでありながらも負債総額が大幅に減少しているということは、中小規模事業者の倒産増加の可能性も否定できない部分もあるのかなと考えております。

また、最低賃金水準で働く労働者が多い都道府県として兵庫県も挙げられておりまして、昨年度定められた最低賃金も中小規模事業者の負担となっている可能性も否定できないというのが日本経済並びに兵庫県の企業を取り巻く企業環境、労働環境かなと考えております。

とはいいながら、現状物価上昇という局面にあるという社会環境がある中、社会貢献というところも含めて、社会性の視座に立った適切な賃上げが必要であることは言うまでもございませんし、企業の人財への投資の必要性があるということ、また、すでに最低賃金というレベルでは人材確保が困難であるというようなこと自体は各企業、産業としても認識しておりますし、数多くある企業や産業の中から、電機産業としても労働者から選ばなければならないというような背景は使用者側としても理解をさせていただいております。

とは言え、やはり個別企業の置かれた経営環境を踏まえた労使の個別協議とは別となる

最低賃金の分野においては、大幅かつ急激な最低賃金の継続的な上昇は、特に中小規模の事業者に対して非常に大きな影響がある可能性もございますし、企業の存続や雇用そのものへの影響に懸念を抱くところでございます。

電子部品等製造業という産業の魅力を発信することができるという効果があることは理解するものの、先ほどの繰り返しになりますが、来年度以降も当面上昇が継続することが見込まれる地域別最低賃金に対して、特定最低賃金について、どのような対応が適切なのかというのは慎重に考える必要があると認識しております。

したがって、特定最低賃金に関して、同等以上の「改定の必要性はない」というのが、まずは使用者側としての現段階の見解とさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○山口部会長

ありがとうございます。

労使双方でそれぞれのお考え方をお伺いさせていただきましたが、結論から申しますと、労働者側は改正の必要性ありということ、使用者側は改正の必要性なしということで意見の一致をみておりません。

何度も申しますが、この特定最賃の金額改正の必要性の有無については、全会一致の原則がございますので、双方が、あり、なしどちらかで一致していくということがまず重要かなと思っております。

ここで一致しないから終わるというわけにはいかないと思いますので、もう少し丁寧に内容を掘り下げて議論させていただきたいと思っております。

まず、労働者側と公益で、その後使用者側と公益で協議をさせていただいて、今後の議論の中で全会一致の実現に向けて、丁寧な議論をさせていただければと思っております。

まずは、別室にて二者間協議をそれぞれさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(公労会議、公使会議)

○山口部会長

時間の関係もありますので、本日はここで審議を終了し、次回において引き続きを審議したいと思います。

労使双方のお話をお伺いしましたが、現段階では労側は必要性あり、使用者側は必要性なしという御意見でありましたので、意見の一致には至っておりません。

労使とももう少し議論を重ねていきたいという御希望をいただきましたので、次回引き続き協議を行っていこうと思っております。

基本的には、産業別の議論の中でそれぞれの51%の労働者の方についてはある程度労使双方の協議に基づいての最低賃金というのが実現できているが、49%のところ特に組合のない中小企業のところに対して、どういう形でこの特定最賃を波及させていくのかという

ところについてもう少し議論を深めていって、最終的な意思決定していこうということになりましたので、その部分について、次回お話をさせていただいて、必要性のあり、なしの判断をしていきたいと思っております。

日程について、事務局に確認をしましたところ、必要性のあり、なしの審議が終わって、15日間空けないと金額審議に進めないという審議上のルールがございますので、次回は必要性のあり、なしの判断をして、もしありとなった場合には、その後15日以上空けて、金額審議をするという形となります。

それでは、次回の日程について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、では、次回日程としまして、8月28日木曜日午後3時からを提案させていただきたいと思います。

○各委員

(事務局の提案を了承)

○山口部会長

それでは、本日の審議はこれで終了といたします。

御苦労様でした。

山口 隆英

堀井 説也

松岡 直哉